

地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針

(医療局医療政策課)

1 概要

地域医療構想の進め方については、平成 30 年 2 月 7 日付け及び令和 4 年 3 月 24 日付けの厚生労働省通知において、2023 年度までに民間医療機関も含めた対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。

これを受け、県では、各圏域での地域医療構想調整会議や医療対策協議会等で意見を聴取した上で、関係医療機関に対し対応方針の作成を依頼していく。

2 対応方針の作成内容等 (案)

区 分		医療 機関数	許可 病床数	作成内容等	備 考
公立・公的 医療機関	公立病院	26	9,534	公立病院経営強化プランを策定	別紙 1
	公立病院以外	24	8,359	公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、新興感染症の取組を追加するなど、公的医療機関等 2025 プランを更新	
民間 医療機関	病院 (対応方針策定済)	76	10,001	公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、新興感染症の取組を追加するなど、2025 年への対応方針を更新	別紙 2
	病院 (対応方針未策定)	14	2,613	2025 年への対応方針を新規策定	
	有床診療所	161	1,717	他県の状況を参考にしながら現在検討中	
合 計		301	32,224		

(※) 医療機関数及び許可病床数は令和 4 年 4 月 1 日現在

(※) 公立病院には県立こころの医療センター (精神病床 280 床) を含む

3 スケジュール (案)

